

## 海外展開支援策

# おしながき

知財総合支援窓口

外国出願補助金

模倣品対策支援補助金

冒認商標無効・取消係争  
支援補助金

防衛型侵害対策補助金

海外知財訴訟費用保険

日本発ビジネス化支援

# 知財を活用したビジネスを 海外展開したい!

## 海外における知財活動

### 情報収集

#### ? 海外の知財制度等の 情報収集をしたい!

##### ■新興国等知財情報データバンク…… P14

アジアを中心に、中東、アフリカ、中南米  
などの各国知的財産制度を紹介

##### ■海外知財訴訟リスク対策マニュアル・ 模倣対策マニュアル…… P14

海外進出時の知財リスクや、外国の模倣  
対策を解説



### 権利化

#### ? 外国出願にはお金がかかる… 外国出願費用の助成を受けたい!

##### ■外国出願補助金…… P4

外国出願に要する費用の1/2を助成

##### ■軽減制度&交付金制度…… P5

#### ? 知財の専門家に無料で相談できます!

##### ■知財総合支援窓口…… P12

知財に関する悩みや相談に対し、ワンストップ  
で課題解決を支援

##### ■海外知的財産プロデューサー…… P13

企業における豊富な知的財産経験と海外駐在  
経験を有する専門家が、訪問してアドバイス

## 権利行使 (侵害対策)

? 海外での模倣品被害を何とかしたい…

■模倣品対策支援…………… P6

海外での模倣品に関する侵害調査、警告、行政摘発等に要する費用の2/3を助成

? 海外企業に自社のブランド名を先取出願された…

■冒認商標無効・取消係争支援…………… P7

企業ブランド等を第三者に先取りされた場合の取消費用の2/3を助成

? 海外企業から権利侵害で訴えられた…

■防衛型侵害対策支援…………… P8

海外で知財係争に巻きこまれた際の弁護士相談費用など訴訟費用の2/3を助成

■海外知財訴訟保険…………… P9

海外知財係争に備えた団体保険加入時の掛金の1/2を補助



## 権利活用 (事業化・ライセンス等)

? 外国企業への販促活動やマッチングを支援してほしい!

■日本発知財活用ビジネス化支援…………… P10

展示会や商談会の出展支援や外国企業とのマッチング・ライセンス締結を支援

? 地域団体商標を使って地域ブランドを海外に売り込みたい!

■地域団体商標の海外展開支援…………… P11

地域団体商標について、ブランド戦略策定支援や、プロモーション促進・マッチングを支援



知財全般の相談については **知財総合支援窓口** をご利用ください!

全国共通ナビダイヤル

# 0570-082100

※全国47都道府県に設置されたお近くの窓口につながります。

# 外国出願補助金(中小企業等外国出願支援事業)

## 1 支援の概要

海外市場での販路開拓や円滑な営業展開、また模倣被害への対策には、進出先において特許権や商標権等を取得することが重要です。

特許庁では、外国へ特許、実用新案、意匠又は商標の出願を予定している中小企業等に対し、都道府県中小企業支援センター等及び日本貿易振興機構(ジェトロ)を通じて、**外国出願に要する費用の1/2を助成します。**

### 助成対象となる経費

#### ① 外国特許庁への出願手数料

- 特許・実用新案……各国への直接出願費用、PCT国際出願の国内移行費用
  - 商標……各国への直接出願費用、マドプロ出願費用
  - 意匠……各国への直接出願費用、ハーグ出願費用
- ※日本国特許庁に支払う費用、国内外消費税等については助成対象外になります。

#### ② ①に要する国内代理人・現地代理人費用

#### ③ ①に要する翻訳費用

## 2 支援の対象・要件

- 中小企業者又は中小企業者で構成されるグループ(構成員のうち中小企業者が2/3以上を占める者)
- 地域団体商標の外国出願については商工会議所、商工会、NPO法人等も対象。
- 以下①～④を満たすこと。

① 応募時に既に日本国特許庁に対して特許、実用新案、意匠又は商標出願済みであり、採択後に同内容の出願を優先権を主張して外国へ年度内に出願を行う予定の案件。

\*商標については優先権がない案件も可。

\*ダイレクトPCT出願、ハーグ出願については、出願時に日本国を指定締約国に含むこと。

② 先行技術調査等の結果からみて、外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないこと

③ 外国で権利が成立した場合等に、「当該権利を活用した事業展開を計画している」又は「商標出願に関し、外国における冒認出願(※1)対策の意思を有している」こと

④ 外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること

※1 悪意の第三者による先取り出願のこと

\*採択された場合は、企業名・所在地等について原則公表いたします。

\*採択された場合は、事業完了後5年間の状況調査(フォローアップ調査、ヒアリング等)を行います。

## 3 補助率・上限額

補助率 1/2

上限額 1企業あたり:300万円

1案件あたり:特許 150万円

実用新案・意匠・商標 それぞれ60万円

冒認対策商標(※) 30万円

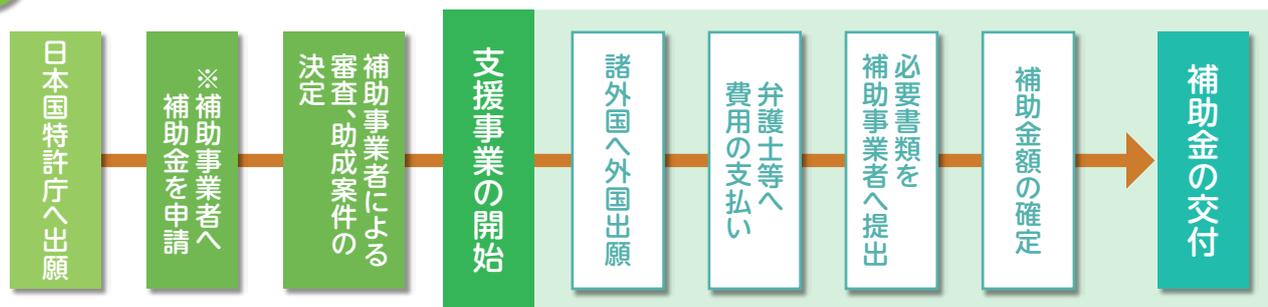
※冒認出願の対策を目的とした商標出願

## 4 公募の時期

ジェトロ及び全国の都道府県中小企業支援センター等(補助事業者)において、応募を受け付けます。公募の時期は、例年5～7月に実施する機関が多くなっております。具体的な時期等の詳細は、各実施機関にお問合せください。(裏面をご照会ください。)



5 支援の流れ



※補助事業者= 都道府県中小企業支援センター等 (地域実施機関) 及びジेटロ (全国実施機関) ● 支援決定後に発生した費用を助成。

お問い合わせ先

【全国実施機関】※全国の事業者から申請を受理します。

(独) 日本貿易振興機構 (ジेटロ) 知的財産課 外国出願デスク  
TEL: 03-3582-5642 E-mail: SHUTSUGANDESK@jetro.go.jp

【地域実施機関】※域内に本社、支社、事業所等がある事業者から申請を受理します。

全国の都道府県中小企業支援センター等 (裏面をご参照ください。)

【制度全般について】特許庁 総務部 普及支援課 支援企画班 TEL: 03-3581-1101 (内線2145)  
[https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien\\_gaikokusyutugan.html](https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_gaikokusyutugan.html)



PCT国際出願に要する費用を安くできます!

軽減制度 & 交付金制度

日本の特許庁に対し、日本語でPCT国際出願を予定している中小企業や大学等のみなさまに朗報です!  
軽減制度&交付金制度を利用すると、手数料がトータルで...

中小企業・大学は1/2に!  
小規模企業・中小ベンチャー企業は1/3に!  
福島浜通りの中小企業は1/4に!

※大企業の子会社は基本的に対象外



申請時に安くなる! 軽減制度

対象となる手数料

出願時: 送付手数料・調査手数料  
予備審査請求時: 予備審査手数料

申請方法

願書又は予備審査請求書と同時に、軽減申請書を提出してください。



※詳細は、特許庁ホームページ「国際出願に係る手数料の軽減措置の申請手続」でご確認ください。

申請後に交付される! 交付金制度

対象となる手数料

出願時: 国際出願手数料  
予備審査請求時: 取扱手数料

申請方法

願書又は予備審査請求書が特許庁に受理された後、且つ、手数料納付後6か月以内に、交付申請書を提出してください。



※詳細は、特許庁ホームページ「国際出願促進交付金の交付申請手続」でご確認ください。

お問い合わせ先

(対象要件について) 特許庁 総務部 総務課 調整班 TEL: 03-3581-1101 (内線2105)  
(手続について) 特許庁 審査業務部 出願課 国際出願室 TEL: 03-3581-1101 (内線2643)

# 模倣品対策支援（中小企業海外侵害対策支援事業）

## 1 支援の概要

経済のグローバル化に伴い、日本企業の商品の模倣品が製造され、各国で被害が報告されています。模倣品の放置は、ブランドイメージの低下や模倣品による安全性の問題など企業に悪影響をもたらす恐れがあり、対策を講じることが重要です。

特許庁では、海外で模倣品被害を受けている中小企業者に対して海外侵害調査、警告状の作成、行政摘発の実施等について、その費用の2/3を助成しています。

助成対象となる経費

- ① 模倣品の製造元や流通経路等を把握するための侵害調査
- ② 調査結果に基づく模倣品業者に対する警告文作成、行政摘発、取り締り（特許権、実用新案権、意匠権については、中国のみ）
- ③ 調査結果に基づく税関登録、税関差止請求等、模倣品が販売されているウェブサイトの削除申請
- ④ 代理人費用



※①～③について、国・地域によっては実施できない可能性もございますので事前にジェットロにご相談ください。

## 2 支援の対象・要件

- 「中小企業者」又は「中小企業者で構成されるグループ」（構成員のうち中小企業者が2/3以上を占める者）
- 「地域団体商標」の模倣被害については、商工会議所、商工会、NPO法人等も対象。
- 対象国において、特許、実用新案、意匠、商標の権利を保有していること。
- 対象国において、権利侵害の可能性を示す証拠があること。

## 3 補助率・上限額

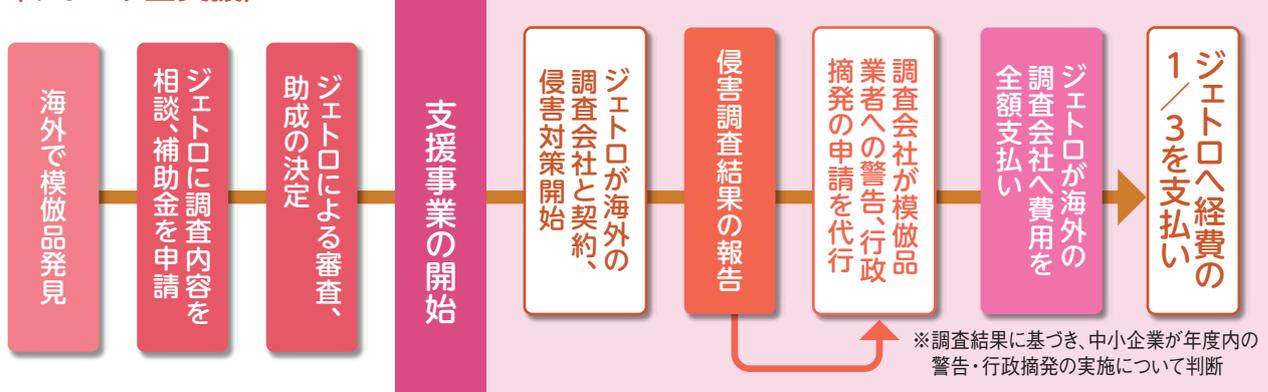
補助率 2/3  
上限額 400万円

## 4 公募の時期

2019年10月31日まで（予算内で随時採択）  
※ 十分な調査等を行うためにも、なるべく早い時期での申請をお勧めいたします。

## 5 支援の流れ

### 〈サポート型支援〉



### 〈セルフ型支援〉

平成31年度より、支援決定後、調査会社との契約・対策の実施をジェトロの支援を受けず、自社で行うセルフ型の支援を設置しました。

当制度の詳細はジェットロ知的財産課までお問い合わせください。

# 冒認商標無効・取消係争支援（中小企業海外侵害対策支援事業）

## 1 支援の概要

特許庁では、中国等海外で現地企業から、自社のブランドの商標や地域団体商標を冒認出願された中小企業等に対し、異議申立や無効審判請求、取消審判（例：中国における三年不使用取消）請求など、冒認商標を取消するためにかかる費用の2/3を助成します。

助成対象となる経費

- ① 冒認商標を取り消すための、異議申立、無効審判請求、取消審判請求に要する費用
- ② ①に要する弁護士、弁理士等の代理人費用（和解金・損害賠償金は含まず）

## 2 支援の対象・要件

- 「中小企業者」又は「中小企業者で構成されるグループ」（構成員のうち中小企業者が2/3以上を占める者）
  - 「地域団体商標」に関する係争については、商工会議所、商工会、NPO法人等も対象。
  - 取り消そうとする冒認商標と同一又は類似の商標権を日本国で保有していること（※）。
- ※商標が同一又は類似及びその商標を使用する商品・役務が同一又は類似であること。

## 3 補助率・上限額

補助率 2/3  
上限額 500万円

## 4 公募の時期

2019年10月31日まで（予算内で随時採択）  
※既に係争中の案件も対象となります。十分な対策を行うためにも、なるべく早い時期での申請をお勧めいたします。

## 5 支援の流れ



## お問い合わせ先

模倣品対策支援事業

検索 🔍

[https://www.jetro.go.jp/services/ip\\_service/](https://www.jetro.go.jp/services/ip_service/)



冒認商標無効・取消係争支援事業

検索 🔍

[https://www.jetro.go.jp/services/ip\\_service\\_overseas\\_trademark.html](https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_trademark.html)



### 【補助金申請先】

（独）日本貿易振興機構（ジェトロ）知的財産課 TEL:03-3582-5198

### 【制度全般について】

特許庁 総務部 普及支援課 支援企画班

TEL:03-3581-1101(内線2145)

# 防衛型侵害対策支援 (中小企業海外侵害対策支援事業)

## 1 支援の概要

近年では、進出先の国において、悪意のある外国企業から、冒認出願（※）で取得された権利等に基づき、日本企業が権利侵害を指摘され、「警告状」を受けたり、「訴訟」を起こされたりするなどのトラブルに巻き込まれるケースが見られます。

特許庁では、このようなケースで海外企業から警告、訴訟など係争に巻き込まれた中小企業等に対し、**対抗措置にかかる費用の2/3を助成**します。

※悪意の第三者が自社ブランド等を取引し出願すること

助成対象となる経費

弁理士・弁護士への相談等訴訟前費用、訴訟費用、対抗措置、和解に要する費用など

## 2 支援の対象・要件

- 「中小企業者」又は「中小企業者で構成されるグループ」（構成員のうち中小企業者が2/3以上を占める者）
  - 「地域団体商標」に関する係争については、商工会議所、商工会、NPO法人等も対象。
  - 対象国で係争に関連する産業財産権を保有、もしくはその実施権を得ていること。ただし、下記①、②の冒認出願による係争の場合は、係争に関連する産業財産権を日本国で保有していること。
  - 海外において、外国企業から以下の①～③の理由により権利侵害を指摘され、「警告状」を受けたり、「訴訟」を提起される等の係争に巻き込まれている中小企業。
    - ① 冒認出願等により現地の産業財産権を現地企業に先取されている。
    - ② 現地の産業財産権を保有しつつも、事業を実施していない企業から権利行使されている。
    - ③ 無審査によって取得できる現地の産業財産権が現地企業との間で並存している。
- ※上記の係争相手である現地企業が日系企業である場合は原則支援対象外。

## 3 補助率・上限額

補助率 2/3  
上限額 500万円

## 4 公募の時期

2019年10月31日まで（予算内で随時採択）  
※既に係争中の案件も対象となります。十分な対策を行うためにも、なるべく早い時期での申請をお勧めいたします。

## 5 支援の流れ



● 支援決定から翌年1月15日までに発生した費用を助成。

### お問い合わせ先

防衛型侵害対策支援事業

検索 🔍

#### 【補助金申請先】

(独)日本貿易振興機構(ジェトロ) 知的財産課 TEL:03-3582-5198

#### 【制度全般について】

特許庁 総務部 普及支援課 支援企画班

TEL:03-3581-1101(内線2145)

[https://www.jetro.go.jp/services/ip\\_service\\_overseas](https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas)



# 海外知財訴訟費用保険 (海外知財訴訟保険事業)

## 1 支援の概要

海外での現地企業による出願件数の増加に伴い、新興国等、海外での知財係争に中小企業が巻き込まれるリスクが増加傾向にあります。

特許庁では、中小企業が海外において知財係争に巻き込まれた場合の「セーフティネットとしての施策」として、全国規模の中小企業を会員とする団体に補助金を交付し、中小企業が海外知財訴訟費用保険に加入する際の掛金の一部を補助し、中小企業の掛金負担を軽減します。

助成対象となる経費

全国規模の中小企業等を会員とした団体を運営主体とする知財訴訟費用を賄う海外知財訴訟保険加入の加入に要する費用

※海外知財訴訟費用保険の内容や加入手続については、海外知財訴訟費用保険を運営する各団体にご連絡下さい(下記お問い合わせ先をご参照)。  
また、本補助事業全般については、特許庁普及支援課支援企画班までお問い合わせください。

## 2 支援の対象・要件

- 日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会の会員中小企業
- 海外知財訴訟費用保険に加入する中小企業

## 3 補助率・上限額

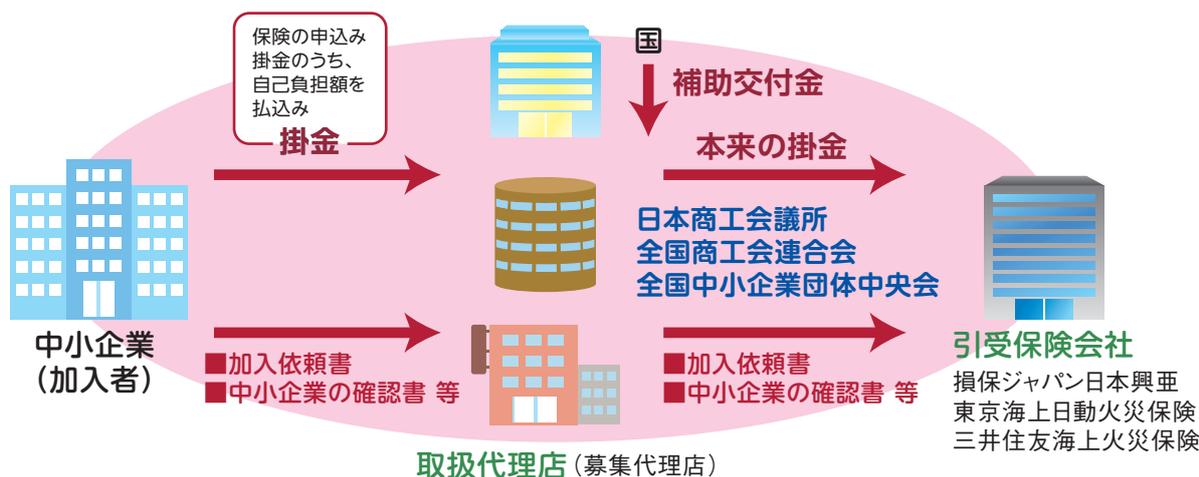
補助率 掛金の1/2

※2年目以降の更新の場合は、掛金の1/3

## 4 公募の時期

2019年7月1日～(予算内で随時採択)

## 5 制度の仕組み



## お問い合わせ先

### 【保険内容や保険加入について】

- |                      |                  |
|----------------------|------------------|
| (1) 日本商工会議所 総務部      | TEL:03-3283-7832 |
| (2) 全国商工会連合会 会員サービス部 | TEL:03-3503-1258 |
| (3) 全国中小企業団体中央会 振興部  | TEL:03-3523-4904 |

### 【制度全般について】

特許庁 総務部 普及支援課 支援企画班 TEL:03-3581-1101(内線2145)

[https://www.jpo.go.jp/sesaku/shien\\_sosyou\\_hoken.htm](https://www.jpo.go.jp/sesaku/shien_sosyou_hoken.htm)



# 日本発知財活用ビジネス化支援 (ジェットロ・イノベーション・プログラム (JIP))

## 1 支援の概要

我が国中堅・中小企業の中には、海外で高い評価を受ける可能性のある有望な技術やブランドを有する企業が存在しますが、中堅・中小企業単独では言語やコミュニケーション等の問題や、人的ネットワークの欠如等の問題によって海外での事業展開が難しい場合があります。

本事業では企業が抱える上記の問題に対応した②及び③の各種支援を行い、我が国中堅・中小企業と海外企業とのライセンス契約等の締結等を促進することにより、知財を活用した海外での事業展開を支援します。支援をより効果的に行うために、①の調査や④の普及啓発を併せて実施します。

### 具体的な支援内容

#### ① 調査事業

ライセンス契約等のパートナー候補となる現地企業の発掘を目的とした調査や、そのほか知的財産権を活用した海外展開に必要となる調査を実施します。

#### ② ビジネスモデル構築支援事業

知財活用の専門家によるセミナーの開催や、現地パートナー候補への売り込みのために必要な研修・個別面談の実施により、ビジネスモデルの構築支援を行うとともに、海外マッチングイベントでの商談機会の提供等の支援を実施します。

#### ③ 海外プロモーション支援事業

海外における有力展示会における出展の支援や商談会の開催を通じたプロモーション活動等の支援を実施します。

#### ④ 成果の普及事業

上記事業の成果についての事例の紹介や具体的な活動についての普及セミナーを実施します。

### 助成対象となる経費

- 海外での展示会出展、デモ広報展示等に関する経費 (1/3を補助)
- 調査、知財や海外ビジネス専門家の助言等支援 (全額補助)

## 2 支援の対象

日本国内特許・実用新案・意匠・商標に係る産業財産権を保有し、かつ、これを活用した海外事業展開を目指す、以下のアからウのいずれかに該当する企業等

ア 小規模の個人事業主

イ 中小企業又は、中小企業で構成されるグループ

ウ 中堅企業 (売上高1,000億円未満又は従業員1,000人未満の企業)

## 3 支援の流れ

事業ごとに公募等を行います。

詳細はジェットロにお問い合わせください。



### お問い合わせ先

#### 【補助金申請先】

(独) 日本貿易振興機構 (ジェットロ) スタートアップ支援課 TEL:03-3582-5770

#### 【制度全般について】

特許庁 総務部 企画調査課 ベンチャー支援班 TEL:03-3581-1101 (内線2156)

# 地域団体商標の海外展開支援

## 1 支援の概要

地域団体商標のブランド力を最大限活かすためには、当該ブランド力に裏付けられた商品等を海外に展開し、グローバルな市場につなげていくことが重要です。

特許庁では、地域団体商標の海外展開を支援するため、**海外における商標権などの知的財産権の取得や、模倣品対策などの権利活用まで、一貫した知財面のサポートを実施します。**

### 具体的な支援内容

地域団体商標権利者、ブランディングノウハウに習熟した外部専門家（ブランドプロデューサー）、ジェットロ国内事務所等からなる「海外ブランド推進委員会」を立ち上げ、支援対象者のニーズ、取組の状況等に応じて、以下の2通りの支援コースを用意し、A、Bいずれかのコースの支援を実施します。

**Aコース：ブランド戦略策定支援**

**Bコース：プロモーション・販路開拓活動支援**

併せて、地域団体商標を付した商品やサービスの海外展開拡大を支援するために、知財活用の観点から、知財戦略策定支援も実施します。

### 助成対象となる経費

補助金額／1団体につき300万円を上限とします。（定額又は一部自己負担）

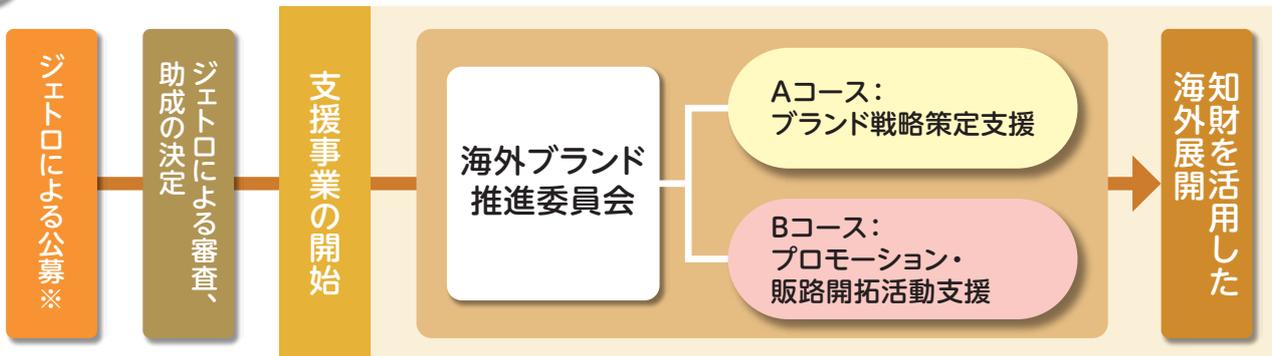
補助対象経費／各種広告媒体等作成費、調査費、海外イベント参加に係る渡航費等の助成等

## 2 支援の対象

地域団体商標を保有する事業団体（日本国特許庁に対して、地域団体商標の商標登録出願に係る出願料を納付した者（商標法第7条の2第1項の規定における我が国の法に基づき設立された団体に限る。）を含む。）



## 3 支援の流れ



※平成31年度の公募（平成31年3月18日～4月8日）は終了しました。詳細は、ジェットロにお問い合わせください。

## お問い合わせ先

### 【補助金申請先】

（独）日本貿易振興機構（ジェトロ）知的財産課 TEL:03-3582-5198

### 【制度全般について】

特許庁 総務部 普及支援課 支援企画班

TEL:03-3581-1101 (内線2145)

# 知財総合支援窓口

## 1 支援の概要

アイデア段階から事業展開、海外展開までの知財に関する課題や相談を、**無料・ワンストップ**で受け付けます。より専門的な相談や高度な相談については、**弁理士や弁護士、海外知財専門家等**の専門家と協働して無料でアドバイスします。

### 具体的な 支援内容

#### ～海外展開に関する支援～

海外で知財権を取得する際の外国出願に係る費用助成事業等の支援施策の紹介や外国の企業との知財に関するライセンス契約に関して専門家による助言等の支援を行います。

## 2 支援の対象

知的財産権（海外における知的財産権も含む）の取得や活用等に関する悩みを相談したい中堅・中小企業等

## 3 支援の流れ

全国47都道府県に設置している窓口において、電話・相談窓口で無料でご相談頂けます。訪問による支援も可能です。

まずは  
お電話ください



担当者がご相談に  
お答えします



必要に応じて  
知財専門家等が  
支援を行います



フォローアップ  
支援を行います



## お問い合わせ先

### 【知財の相談について】

電話：全国共通ナビダイヤル (0570-082100)

全国47都道府県に設置されたお近くの窓口におつなぎします

平日8:30～17:15 (各窓口により異なる場合があります)

URL：<https://chizai-portal.inpit.go.jp/>

### 【事業全般について】

(独) 工業所有権情報・研修館 (INPIT) 知財活用支援センター 地域支援部管理担当

電話：03-3581-1101 (内線2412)



# 海外知的財産プロデューサー

## 1 支援の概要

企業における豊富な知的財産経験と海外駐在経験を有する海外知的財産プロデューサーが、海外ビジネス展開に応じた知的財産リスクやその具体的対策、知的財産の管理・活用に関するアドバイス・支援を無料・秘密厳守で行います。

### 具体的な支援内容

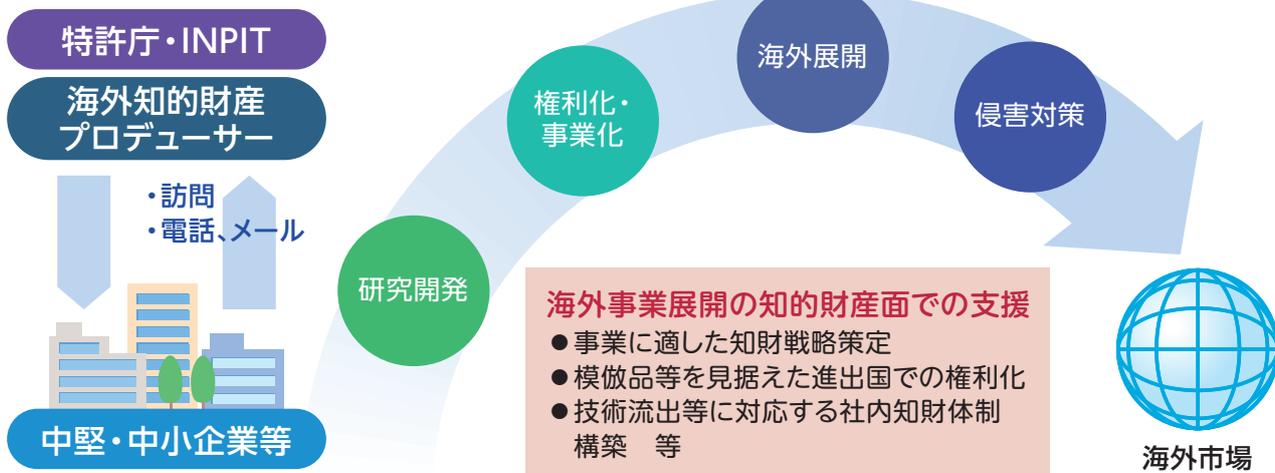
- ① 海外進出、海外事業展開における様々なお困りごと・悩みごとについて、御社までお伺いして、お悩みに対応します。電話やメールでの対応も行います。
- ② セミナー・シンポジウム・社内研修へ、海外知的財産プロデューサーを講師として無料で派遣し、海外展開の際の知財リスクや対応策など、ビジネス視点での知的財産の活用ノウハウを提供します。

## 2 支援の対象

海外で知的財産を保護・活用しようとする中堅・中小企業等

## 3 支援の流れ

(独)工業所有権情報・研修館 (INPIT) のウェブサイト、電話またはメールでお申し込みいただけます。  
(無料、随時受付)



### 海外知的財産プロデューサーの支援例

- 海外知的財産事情を踏まえた事業展開に即した知財戦略の策定支援
- 海外展開の際の知財リスク軽減のためのビジネスモデル構築や契約書策定にあたってのアドバイス
- 技術流出や冒認出願等の懸念を踏まえた、外国展示会出展、サンプル・図面提供の方向性等の提案
- 海外知財リスクに対する意識向上のための啓発活動 等
- 技術流出のリスクを軽減するための社内知財管理体制の構築支援 等

## お問い合わせ先

(独)工業所有権情報・研修館 (INPIT) 海外展開知財支援窓口  
電話: 03-3581-1101 (内線3823)  
メール: ip-sr01@inpit.go.jp  
URL: <https://faq.inpit.go.jp/gippd/service/>



# 海外の知財制度等に関する情報収集ツール

## 新興国等知財情報データベース(ウェブサイト)

アジアを中心に、中東、アフリカ、中南米などの各国知的財産制度や公報、統計等の情報へのアクセス方法、模倣被害、訴訟対策情報、ライセンス実務に関する情報等をコンテンツとして掲載しています。

<http://www.globalipdb.inpit.go.jp/>

お問合せ先▶(独)工業所有権情報・研修館 知財活用支援センター 知財戦略部 海外展開支援担当  
TEL:03-3581-1101(内線3823)

## 各種マニュアル

### ●海外知財訴訟リスク対策マニュアル

中小企業の海外進出が増えている中で、海外において知財に絡む係争に巻き込まれるケースも増えていきます。現在海外展開を検討している、もしくは、準備を進めようとしている中小企業の皆さまに、知的財産にまつわる「リスクに自ら気づき」、「必要な予防」のヒントをとりあげたマニュアルをぜひご活用ください。

[https://www.jpo.go.jp/torikumi/chushou/soshou\\_manual.htm](https://www.jpo.go.jp/torikumi/chushou/soshou_manual.htm)

お問合せ先▶特許庁 総務部 普及支援課 支援企画班 TEL:03-3581-1101(内線2145)

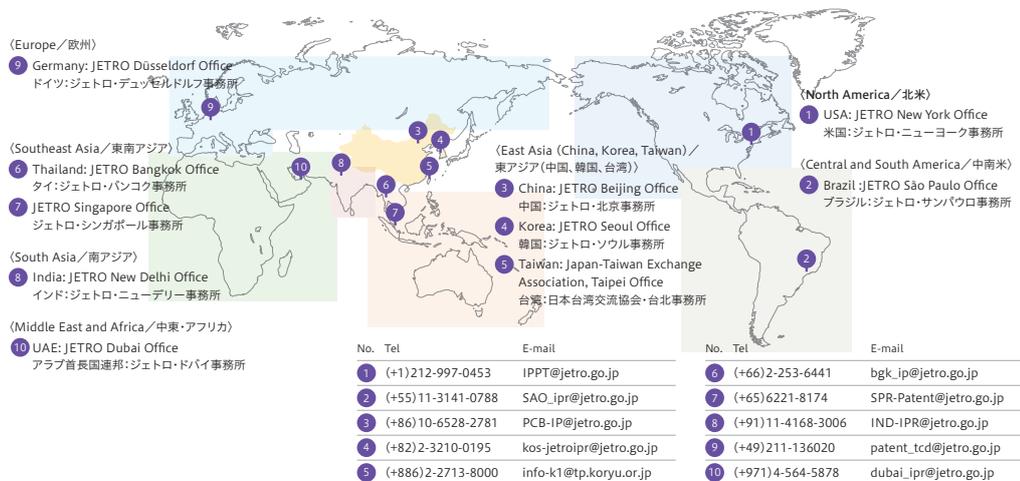
### ●模倣対策マニュアル・知的財産権侵害判例・事例集、調査報告書

特許庁では、模倣品被害の多発する国・地域に関する有益な情報を、模倣対策マニュアル、知的財産権侵害判例・事例集、調査報告書として取りまとめていますので、ぜひご覧ください。

<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/mohohin/manual.html>

お問合せ先▶特許庁 総務部 国際協力課 海外戦略班 TEL:03-3581-1101(内線2575)

## 海外でも知財の専門家が相談をお受けします!



特許庁では、知財専門家や弁理士をJETRO等の海外事務所へ派遣し、現地の知財情報収集を行うとともに、現地日系企業からの相談対応などの支援を実施しています。  
(平成31年4月現在、10事務所に知財専門家等を配置)

### ■お問合せ先

特許庁 総務部 国際協力課 海外戦略班 TEL:03-3581-1101(内線2575)

## 外国出願補助金活用事例

平成27年度支援企業

### mizuiro株式会社 (青森県)

資本金：2,600万円  
従業員：5名 設立年：2014年

母親とデザイナーとしての視点から、安全で高品質な商品を開発。知財を活用しデザイン戦略で世界へ進出。

#### <知財の気づきと外国出願をした背景>

- ◆デザイン性の高い欧州のクレヨンをヒントに、子どもが安全に使用できるクレヨンの企画。2014年にクラウドファンディングや補助金を活用して「おやさいクレヨン」を開発。こうして誕生した商品は、単に母親としての視点での子どもへの安全というだけでなく、デザイナーとして意匠に特化した高級感のあるパッケージと商品のデザイン面でのコンセプトが多方面から支持され事業を拡大。
- ◆企業デザイナーであったことから、デザインをする人間にとっては知財が大事だとアドバイスを受け、知財の無料セミナー受講し、商標や意匠という制度を知り興味を持った。起業後、個人事業主時代からクレヨンの製造特許と製品名の商標を出願。現在では知財リスクに対処すべく専門家を迎えるなどし、商品開発とあわせて、他者の権利と抵触していないか調べるなど知財体制を整備。
- ◆ドイツの世界最大級の国際消費財見本市「アンビエンテ」への出展を機に、海外企業との取引が始まり自費で外国出願。

- 所在地：青森県青森市新町1-8-12 <https://mizuiroinc.com/>
- 事業内容：再利用を目的とした文房具製品の企画、商品デザイン、販売

mizuiro株式会社は、地元青森のリンゴやネギ、長芋などの野菜を色素に天然素材を原料に使用し、子どもが口にしても安全なクレヨンや粘土などの文房具等の企画、開発および販売を行っている青森県の企業である。

海外での取引が進む中、知財の重要性は認識していたが、外国出願は高額な費用を要するため中小企業では負担となる。そこで知財総合支援窓口にご相談し、当補助金を利用し、欧州、シンガポール、中国、韓国など6か国に、「おやさいクレヨン」、「Vegetabocrayon」の商標を出願。

#### <本事業による事業効果や感想>

- ◆「平成29年度東北地方発明表彰 東北経済産業局長賞」「ふるさと名品オブ・ザ・イヤー 地方創生賞(コト部門)」を受賞するなどして知名度が高く、また新聞などのメディアにも取り上げられ、反響が大きい。
- ◆権利化も各国で順調に進み、今後も、商品のバリエーションを増やし、積極的に海外の展示会に参加するなど海外展開を進めていきたい。そのためにも、今後は外国出願の重要性が増してくるものと見られる。



## 侵害対策支援活用事例

平成26年～30年度支援企業

### 明治産業株式会社 (東京都)

資本金：1億円  
従業員：346名 設立年：1962年

ブレーキ部品が壊れると自動車は止まることができず危険なため、品質の悪い模倣品を放置することができない。

#### <模倣品侵害調査を開始した背景>

- ◆2000年前後から、世界各国で当社製品の模倣品が流通し、最近特に東南アジアおよび中東で頻繁に見つかった。当社の主要製品はブレーキ部品で、自動車の安全性、人の命にかかる非常に重要な部品であり、このまま模倣品を放置することはできず、また各国の当社の取引先等から苦情等が出てきていたことから、模倣品対策を実施することにした。
- ◆しかし、模倣品対策は1度行えば模倣品が無くなるわけではなく、繰り返し対策が必要となり費用が高額になりがちであり、また明確な費用対コスト効果も見えにくいことから中小企業が自社で行う事が困難であり、当補助金を活用して模倣品対策を行うこととし平成26年度から毎年活用している。

#### <本事業による事業効果や感想>

- ◆まずは、模倣品の製造元であると推測される中国で侵害調査を実施。模倣品製造工場の突き止めに成功。翌年以降も中国での継続調査、摘発を実施。

- 所在地：東京都港区赤坂1-1-12 <http://www.mesaco.co.jp/>
- 事業内容：自動車部品の国内販売及び輸出入、鉄道部品の輸出

明治産業株式会社は、主に自動車部品を取り扱う東京都の企業である。主要製品は自動車の重要保安部品であるブレーキ部品で、「Seikenブランド」として世界70か国以上で販売されている。

- ◆次に、当該製品の市場であるアフリカ・中東・アセアンにおいても侵害調査を開始、平成30年度支援では、アジア2か国において摘発も実施。これにより、模倣品を大量に取引する業者が減少してきている。また、模倣品の流通ルートが徐々に明らかになっている。
- ◆模倣品対策に合わせて、外国出願補助金や冒認商標無効・取消係争支援を利用して、進出国の権利化を進めている。
- ◆知的財産の権利化・模倣品対策は高額なので、早期の対応には及び腰になりがちであるが、売れてから対策をとるのでは遅いため、今後も補助金を活用して知的財産を強化することにより、高品質な製品を世界に供給していくとともにブランド力の強化を図っていききたい、と考えている。



# ●平成31年度 中小企業等外国出願支援実施機関●

## 【全国実施機関】

※全国の事業者から申請を受理します。

(独)日本貿易振興機構 イノベーション・知的財産部 知的財産課 外国出願デスク

TEL:03-3582-5642 / E-mail:SHUTSUGANDESK@jetro.go.jp

## 【地域実施機関】

※域内に本社、支社、事業所等がある事業者から申請を受理します。

(2019年4月18日現在)

局	都道府県	地域支援実施機関名	住 所	電話番号
北海道	北海道	(公財)北海道中小企業総合支援センター	札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階	011-232-2403
東北	青森県	(一社)青森県発明協会	青森市長島1丁目1-1 青森県庁北棟1階 青森県知的財産支援センター内	017-762-7351
	岩手県	(公財)いわて産業振興センター	盛岡市北飯岡2丁目4番26号 岩手県先端科学技術研究センター2階	019-631-3823
	宮城県	(公財)みやぎ産業振興機構	仙台市青葉区上杉1丁目14番2号	022-225-6638
	秋田県	(公財)あきた企業活性化センター	秋田市山王3丁目1番1号 秋田県庁第二庁舎2階	018-860-5614
	山形県	未定		
関東	福島県	(公財)福島県産業振興センター 技術支援部(テクノ・コム)	郡山市待池台1丁目12番地(福島県ハイテクプラザ内)	024-959-1951
	茨城県	(公財)茨城県中小企業振興公社	水戸市桜川2丁目2番35号 茨城県産業会館9階	029-224-5412
	栃木県	(公財)栃木県産業振興センター	宇都宮市ゆいの杜1-5-40 とちぎ産業創造プラザ内	028-670-2617
	群馬県	(公財)群馬県産業支援機構	前橋市亀里町884-1 群馬県産業技術センター内	027-265-5012
	千葉県	(公財)千葉県産業振興センター	船橋市北本町1-17-25 ベンチャープラザ船橋1階	047-426-9200
	千葉市	(公財)千葉市産業振興財団	千葉市中央区中央2丁目5番1号 千葉中央ツインビル2号館8階	043-201-9504
	埼玉県	(公財)埼玉県産業振興公社	さいたま市中央区上落合2丁目3番2号 新都心ビジネス交流プラザ3階	048-621-7050
	神奈川県	(公財)神奈川県産業振興センター	横浜市中区尾上町5丁目80番地 神奈川中小企業センタービル5階	045-633-5126
	新潟県	(公財)にいがた産業創造機構	新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル9階	025-246-0056
	長野県	(公財)長野県中小企業振興センター	長野市若里1丁目18番1号 長野県工業技術総合センター3階	026-227-5028
	山梨県	(公財)やまなし産業支援機構	甲府市大津町2192番地8号 アイメッセ山梨3階	055-243-1888
	静岡県	(公財)静岡県産業振興財団	静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館4F	054-273-4434
	中部	愛知県	(公財)あいち産業振興機構	名古屋市中村区名駅4丁目4番38号 愛知県産業労働センター(ウインクあいち)14階
岐阜県		(公財)岐阜県産業経済振興センター	岐阜市藪田南5丁目14番53号 OKBふれあい会館10階	058-277-1079
三重県		(公財)三重県産業支援センター	津市栄町1-891 三重県合同ビル5階	059-253-4355
富山県		(公財)富山県新世紀産業機構	富山市高田529番地 富山技術交流ビル1階	076-444-5606
石川県		(公財)石川県産業創出支援機構	金沢市鞍月2丁目20番地 石川県地場産業振興センター新館1F	076-267-1145
福井県		(公財)ふくい産業支援センター	福井県福井市川合鷺塚町61字北福田10 福井県工業技術センター内	0776-55-1555
近畿	滋賀県	(公財)滋賀県産業支援プラザ	大津市打出浜2番1号 コラボしが21 2階	077-511-1413
	京都府	(公財)京都産業21	京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター内	075-315-9425
	京都市	(公財)京都高度技術研究所	京都市下京区中堂寺南町134番地	075-366-5222
	大阪府	(公財)大阪産業局	東大阪市荒本北1-4-1 クリエイション・コア東大阪南館1階	06-6748-1144
	兵庫県	(公財)新産業創造研究機構	神戸市中央区港島中町6丁目1 神戸商工会議所会館	078-306-6808
	奈良県	(公財)奈良県地域産業振興センター	奈良市柏木町129-1 奈良県産業振興総合センター3階	0742-36-8312
	和歌山県	(公財)わかやま産業振興財団	和歌山市本町2丁目1番地 フォルテワジマ6階	073-432-5122
	中国	鳥取県	(公財)鳥取県産業振興機構	鳥取市若葉台南7丁目5番1号
島根県		(公財)しまね産業振興財団	松江市北陵町1番地 テクノアークしまね内	0852-60-5112
岡山県		(公財)岡山県産業振興財団	岡山県岡山市北区芳賀5301 テクノサポート岡山	086-286-9711
広島県		(公財)ひろしま産業振興機構	広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ内	082-240-7712
四国	山口県	(公財)やまぐち産業振興財団	山口市熊野町1-10 NPYビル10階	083-922-9927
	徳島県	(公財)とくしま産業振興機構	徳島市南末広町5-8-8 徳島経済産業会館2階	088-654-0101
	香川県	(公財)かがわ産業支援財団	高松市林町2217-15 香川産業頭脳化センタービル2階	087-867-9577
	愛媛県	(公財)えひめ産業振興財団	松山市久米窪田町337-1	089-960-1201
	高知県	(一社)高知県発明協会(予定)	高知市布師田3992番地3	088-845-7664
九州	福岡県	(公財)福岡県中小企業振興センター	福岡市博多区吉塚本町9番15号 福岡県中小企業振興センタービル6階	092-622-0035
	佐賀県	(公財)佐賀県地域産業支援センター	佐賀市鍋島町八戸溝114	0952-30-8191
	長崎県	(一社)長崎県発明協会	長崎県大村市池田2丁目1303-8 長崎県工業技術センター内	0957-52-1144
	熊本県	(公財)くまもと産業支援財団	熊本県上益城郡益城町田原2081-10	096-286-3300
	大分県	(一社)大分県発明協会	大分市高江西1丁目4361-10 大分県産業科学技術センター内	097-596-6171
	宮崎県	(公財)宮崎県産業振興機構	宮崎市佐土原町東上那珂16500番地2 宮崎テクノリサーチパーク:宮崎県工業技術センター2階	0985-74-3850
鹿児島県	(公財)かごしま産業支援センター	鹿児島市名山町9番1号 鹿児島県産業会館2階	099-219-1272	

制度に関する  
お問い合わせ

特許庁 総務部 普及支援課 支援企画班  
TEL:03-3581-1101(内線2145)

※本冊子は「Aランク」のみを用いて作成しているため、  
「紙へのリサイクル可」

詳しくは [https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien\\_gaikokusyutugan.html](https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_gaikokusyutugan.html)